

事務連絡  
令和3年3月4日

全国社会福祉協議会 御中  
全国民生委員児童委員連合会 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の周知並びに避難行動要支援者の個別避難計画の作成について（協力依頼）

政府では、令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえ、内閣府の有識者会議において議論した内容を「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」<sup>※1</sup>及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」<sup>※2</sup>として令和2年12月24日に公表しました。

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」では、自ら避難することが困難な高齢者など避難行動要支援者<sup>※3</sup>の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画（避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画）の作成が有効とされています。

近年の災害においても多くの方が被害に遭っていることから、避難行動要支援者の災害時の避難の実効性の確保は喫緊の課題です。市区町村の個別避難計画の策定にあたっては、市区町村が主体となり、介護支援専門員や相談支援専門員など福祉専門職の外、民生委員や社会福祉協議会などの関係者と連携することも重要であるため、貴団体におかれましても、下記について御協力をお願いいたします。

※1 URL: [http://www.bousai.go.jp/pdf/201224\\_kouiki.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/201224_kouiki.pdf)

※2 URL: [http://www.bousai.go.jp/pdf/201224\\_kourei.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/201224_kourei.pdf)

※3 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

## 記

### 1. 令和元年台風第 19 号等を踏まえた検討結果の概要

#### (1) 避難情報及び広域避難等のあり方

「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」においては、避難情報及び広域避難等に関する制度面における改善の方向性についてとりまとめられており、警戒レベル 4 の避難勧告と避難指示（緊急）を避難指示に一本化することや高齢者等に対して、早期の避難を促すことを明確にするため、レベル 3 の名称を「高齢者等避難」に見直すこと等が提言されています。

なお、これらの内容については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正が必要となることから、改正法が成立し、施行されるまでの間、現行法に従って引き続き運用されることとなります。

#### (2) 高齢者等の避難のあり方

「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」においては、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難に係る避難行動要支援者名簿、個別避難計画、福祉避難所、地区防災計画に関する制度面における改善の方向性がとりまとめられています。

この中で個別避難計画については、災害時における避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするためにはその作成が有効であるとされています。その上で、個別避難計画を、制度上、市区町村が作成に努めなければならないものとして位置づけ、市区町村はその作成の主体となり、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職や民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係者と連携して作成する必要があること等が提言されています。

なお、個別避難計画の制度上の位置づけに関する対応として、政府において、災害対策基本法等の見直しの検討等を進めています。

### 2. 避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組の方向

避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けて、各都道府県及び市区町村消防防災主管部局に対して、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」において提言された個別避難計画の作成等について、本とりまとめの内容を参考に、福祉・保健・医療等の関係部局等と連携のもと、取組の検討及び実施準備を進めていただくようお願いしているところです。

また、別添のとおり、本日付けの事務連絡により、各都道府県及び市区町村民生主管部（局）に対しても、消防防災主管部局や保健・医療など関係部局と

連携の下、取組の検討及び実施準備に協力いただくようお願いしたところです。

貴団体におかれましては、本事務連絡の内容について御了知の上、市区町村による個別避難計画の作成にあたり、民生委員や社会福祉協議会の連携・協力をいただけるよう、都道府県・市区町村民生委員児童委員協議会を通じた民生委員への周知及び都道府県・市区町村社会福祉協議会等関係者への周知について特段の配慮をお願いいたします。

<本件連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）  
藤田、近藤、石尾 TEL：03-3593-2849（直通）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 TEL：03-3595-2615（直通）  
玉置、川久保（社会福祉協議会担当）  
高相、梁瀬（民生委員担当）